

## 宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市（以下「市」という。）が、地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、市民の防災力の向上を図るため、防災対策に関する講義又は助言を行う団体を宝塚市防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、派遣する事業（宝塚市防災アドバイザー派遣事業。以下「派遣事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

### (登録)

第2条 宝塚市長（以下「市長」という。）は、次の（1）、（2）号に掲げる要件を満たす者で組織された（3）号に掲げる要件を満たす団体をアドバイザーとして登録できるものとする。

（1） 次のいずれかに該当する者であること。

ア ひょうご防災リーダー講座を修了した者

イ 第8条第1項に規定する活動の実績を有する者

（2） 18歳以上の者であること。

（3） 次のいずれにも該当する団体であること。

ア 構成員が10人以上であること。

イ 営利を目的としないこと。

ウ 構成員の2/3以上が市民（在勤、在学者を含む。）であること。

エ 市内に活動拠点を有するか、又は市内で活動の主要な部分を行っていること。

オ 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。

カ 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。

2 前項の登録は、アドバイザー登録申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、第2項の登録の申請があった場合において、申請団体がアドバイザーとして適当であると認めるときは、当該アドバイザーの登録申請書の記載事項（以下「登録事項」という。）をアドバイザー登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に記帳し、アドバイザー登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を、当該アドバイザーに交付するものとする。

### (登録事項の変更)

第3条 アドバイザーは、登録事項に変更が生じたときは、速やかにアドバイザー登録事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、アドバイザー構成員数の変更は、構成員一覧表（任意様式）の提出のみとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、登録台帳の記載事項を修正するものとする。

### (登録の更新)

第4条 アドバイザーの登録の有効期間は、登録の日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 登録の更新を受けようとするアドバイザーは、アドバイザー登録更新申請書（様式第5号）に登録証を添えて、有効期限の1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、当該更新が適当であると認めるときは、登録証を更新し、当該アドバイザーに返付するものとする。

4 登録の有効期間が満了し、かつ、登録の更新の申請をしなかったアドバイザーは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

### (登録の取消し)

第5条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、その旨

をアドバイザー登録取消通知書(様式第6号)により、当該アドバイザーに通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
  - (2) 派遣事業の趣旨に反する行為を行ったとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が取り消しを適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消されたアドバイザーは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

#### (登録の消除)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳から当該アドバイザーの登録事項を消除するものとする。

- (1) 前条の規定により登録を取り消されたとき。
  - (2) 登録の有効期間が満了し、かつ、登録の更新の申請をしなかったとき。
  - (3) 登録の消除の届出があったとき。
- 2 前項第3号の登録の消除の届出は、アドバイザー登録消除届出書(様式第7号)に登録証を添えて市長に提出することにより行うものとする。

#### (登録情報の利用及び提供の制限)

第7条 市は、アドバイザーの登録情報を派遣事業以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

#### (業務)

第8条 アドバイザーの業務(以下「業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市が推進する地域の防災力アップの重点目標(地域・学校における防災学習の推進及び実践的な防災訓練の実施)及び阪神・淡路大震災の教訓に関する講義又は助言
  - (2) 前号に掲げるもののほか、防災対策に関する啓発
- 2 業務の時間は、原則として1回の派遣につき3時間以内とする。
- 3 業務の人員は、原則として1回の派遣につき団体から1名とする。ただし、市長が認める業務については、1回の派遣につき団体から2名とする。
- 4 アドバイザーは、その業務の中で補助的な人員を必要とするときは、アドバイザーの判断と責任により第三者に協力を依頼することができる。

#### (守秘義務等)

第9条 アドバイザーは、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 アドバイザーは、派遣に際して一切の営業行為を行ってはならない。
- 3 前各項の規定は、前条第3項の補助的な人員にも適用する。

#### (派遣)

第10条 アドバイザーの派遣(以下「派遣」という。)の対象となる者は、自主防災組織、自治会、PTA、学校、企業その他各種団体とする。

- 2 派遣の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 市内において開催されるものであること。
  - (2) 主として、市に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者を対象とするものであること。
  - (3) 原則として10人以上が参加するものであること。
  - (4) 営利を目的としないものであること。
  - (5) 政治的活動又は宗教的活動の一環として開催されないものであること。
  - (6) 他の機関・団体等から他の制度による助成等を受けていないこと。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、派遣事業の趣旨に合致するものであること。
- 3 派遣の回数は、原則として1件の事業につき1回とする。ただし、市長が認める事業については、1件の事業につき3回まで可能とする。
  - 4 派遣を受けようとする者は、アドバイザー派遣申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。
  - 5 市長は、前項の申請があったときは、日時及び内容等についてアドバイザーと調整の上、派遣の可否を決定し、その旨をアドバイザー派遣決定通知書（様式第9号）又はアドバイザー不派遣決定通知書（様式第10号）により、派遣の申請をした者に通知するものとする。
  - 6 市長は、派遣の決定をしたときは、アドバイザー業務通知書（様式第11号）により、派遣するアドバイザーに業務の内容を通知するものとする。

#### （派遣の辞退）

- 第11条 派遣の決定を受けた者は、派遣を辞退するときは、速やかにアドバイザー派遣辞退届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、その旨をアドバイザー業務中止通知書（様式第13号）により、派遣しようとしたアドバイザーに通知するものとする。

#### （派遣の決定の取消し）

- 第12条 市長は、派遣の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消し、アドバイザー派遣決定取消通知書（様式第14号）により、当該派遣の決定を受けた者に通知するものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が取り消しを適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、その旨をアドバイザー業務中止通知書（様式第13号）により、派遣しようとしたアドバイザーに通知するものとする。

#### （結果報告）

- 第13条 派遣を受けた者は、派遣終了後、速やかにアドバイザー受講報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- 2 業務を実施したアドバイザーは、業務終了後、速やかにアドバイザー業務報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

#### （派遣の費用）

- 第14条 市長は、前条第2項の報告があった場合において、その内容が適正であると認められるときは、当該アドバイザーに活動費として1回の派遣につき5,000円/同一人を支払うものとする。

#### （保険への加入）

- 第15条 業務を実施するアドバイザーは、業務実施前に保険に自身で加入するものとする。

#### （補則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施に関して必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成25年 7月12日から施行する。  
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

### 宝塚市防災アドバイザー登録申請書

私達は、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第2条第1項の規定に基づく、宝塚市防災アドバイザーへの登録を申請します。

また、登録された場合は、団体名、代表者氏名及び下記の公開事項をアドバイザーの派遣を受けようとする者に公開することを承諾するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

#### 記

<非公開事項>

代表者生年月日	年 月 日	代表者職業	
代表者自宅電話		代表者携帯電話	
代表者FAX		代表者E-mail	
該当要件	1 ひょうご防災リーダー講座を修了している。 2 防災対策に関する講義又は助言の実績を有する。 ※ 該当する番号を○で囲み、それを証明する資格証等の写し（構成員全て）を添付してください。		
その他連絡事項	構成員の住所、氏名が記載された一覧表（任意様式）を添付してください。 定款、規約、会則等を添付してください。		

<公開事項>

団体名	代表者氏名	
	構成員数	名（代表者含む）
専門分野	1 防災学習の推進 2 防災訓練の企画・運営 3 阪神・淡路大震災の教訓の継承 4 その他（ ） ※ 該当する番号を○で囲んでください（複数可）。	
経歴・資格	防災対策に関するもので、代表的なものを記入してください。	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	

以下の欄は記入しないでください。

登録番号			
登録年月日	年 月 日	登録消除年月日	年 月 日



様式第3号（第2条関係）

下記の団体は、宝塚市防災アドバイザーであることを証明します。

年 月 日  
宝塚市長

宝塚市防災アドバイザー登録証

登録番号

団体名

登録年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

更新記録欄

更新年月日 (有効期限)	総合防災課 確認印	更新年月日 (有効期限)	総合防災課 確認印
年 月 日 ( 年 月 日)		年 月 日 ( 年 月 日)	
年 月 日 ( 年 月 日)		年 月 日 ( 年 月 日)	
年 月 日 ( 年 月 日)		年 月 日 ( 年 月 日)	
年 月 日 ( 年 月 日)		年 月 日 ( 年 月 日)	

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

届出者	宝塚市防災アドバイザー	
	団体名	
	氏名	

### 宝塚市防災アドバイザー登録事項変更届出書

宝塚市防災アドバイザーの登録事項を下記のとおり変更しましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第3条第1項の規定により届け出ます。

#### 記

<非公開事項>

代表者生年月日	年 月 日	代表者職業	
代表者自宅電話		代表者携帯電話	
代表者FAX		代表者E-mail	
該当要件	1 ひょうご防災リーダー講座を修了している。 2 防災対策に関する講義又は助言の実績を有する。 ※ 該当する番号を○で囲み、それを証明する資格証等の写し（構成員全て）を添付してください。		
その他連絡事項	構成員の住所、氏名が記載された一覧表（任意様式）を添付してください。 定款、規約、会則等を添付してください。		

<公開事項>

団体名	代表者氏名		
	構成員数	名（代表者含む）	
専門分野	1 防災学習の推進 2 防災訓練の企画・運営 3 阪神・淡路大震災の教訓の継承 4 その他（ ） ※ 該当する番号を○で囲んでください（複数可）。		
経歴・資格	防災対策に関するもので、代表的なものを記入してください。		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		

※ 変更のあった事項のみ記入してください。



年 月 日
-------

宝塚市長 あて

届出者	宝塚市防災アドバイザー	
	団体名	
	氏名	

### 宝塚市防災アドバイザー登録更新申請書

宝塚市防災アドバイザーの登録の更新をしたいので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第4条第2項の規定により、登録証を添えて申請します。

#### 記

1 登録事項の変更の有無

有 ・ 無

2 変更の内容（登録事項に変更があった場合、変更のあった事項のみ記入してください。）

#### <非公開事項>

代表者生年月日	年 月 日	代表者職業	
代表者自宅電話		代表者携帯電話	
代表者FAX		代表者E-mail	
該当要件	1 ひょうご防災リーダー講座を修了している。 2 防災対策に関する講義又は助言の実績を有する。 ※ 該当する番号を○で囲み、それを証明する資格証等の写し（構成員全て）を添付してください。		
その他連絡事項	構成員の住所、氏名が記載された一覧表（任意様式）を添付してください。 定款、規約、会則等を添付してください。		

#### <公開事項>

団体名	代表者氏名		
	構成員数	名（代表者含む）	
専門分野	1 防災学習の推進 2 防災訓練の企画・運営 3 阪神・淡路大震災の教訓の継承 4 その他（ ） ※ 該当する番号を○で囲んでください（複数可）。		
経歴・資格	防災対策に関するもので、代表的なものを記入してください。		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		

年 月 日

様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー登録取消通知書

宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、宝塚市防災アドバイザーの登録を下記の理由により取り消しましたので通知します。速やかに登録証を返還してください。

記

理 由	
-----	--

(問い合わせ先)

宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
電話 (0797) 77-2078

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

届出者	宝塚市防災アドバイザー	
	団体名	
	氏名	

### 宝塚市防災アドバイザー登録消除届出書

宝塚市防災アドバイザーの登録を消除したいので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第1項の規定により、登録証を添えて届け出ます。

#### 記

理由	
----	--

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

申請者	所在地	〒 _____
	団体名	
	代表者名	

### 宝塚市防災アドバイザー派遣申請書

宝塚市防災アドバイザーの派遣を受けたいので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第10条第4項の規定により申請します。

記

派遣希望日時			
派遣希望場所	施設名		所在地
事業の名称			
事業の目的			
事業の内容			
参加対象者		参加予定人数	人
特に希望する講義等の内容	1 防災学習の推進 2 防災訓練の企画・運営 3 阪神・淡路大震災の教訓の継承 4 その他（ _____ ） ※ 該当する番号を○で囲んでください（複数可）。		
	派遣を希望するアドバイザーがおられる場合はお知らせください。	団体名：	
担当者及び連絡先（アドバイザーに連絡します。）	住所	〒 _____ ※ 通知書等はここに送付します。	
	氏名		
	電話番号		F A X
	E-mail		

年 月 日

様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宝塚市防災アドバイザーの派遣については、下記のとおり派遣することに決定しましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第10条第5項の規定により通知します。

#### 記

##### <派遣日時等>

派遣日時				
派遣場所	施設名		所在地	
事業の名称				

##### <派遣する宝塚市防災アドバイザー>

登録番号			
団体名	氏名		
	氏名		
専門分野	1 防災学習の推進 2 防災訓練の企画・運営 3 阪神・淡路大震災の教訓の継承 4 その他（ ） ※ 該当する番号を○で囲んでください（複数可）。		
経歴・資格	防災対策に関するもので、代表的なものを記入してください。		
	年 月 ～	年 月	
	年 月 ～	年 月	
	年 月 ～	年 月	
	年 月 ～	年 月	

（問い合わせ先）  
宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
電話（0797）77-2078

年 月 日

様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー不派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宝塚市防災アドバイザーの派遣については、下記の理由により派遣しないことに決定しましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 10 条第 5 項の規定により通知します。

#### 記

理 由	
-----	--

(問い合わせ先)

宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
電話 (0797) 77-2078

宝塚市防災アドバイザー  
様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー業務通知書

貴団体を下記のとおり派遣することが決定しましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 10 条第 6 項の規定により通知します。

#### 記

業務日時					
業務場所	施設名		所在地		
申請団体名				担当者名	
事業の名称					

- ※ 申請団体の連絡先など詳細については、別添の派遣申請書の写しを参照してください。
- ※ 派遣されるアドバイザーは、派遣前日までにボランティア保険の写しを 1 部提出してください。
- ※ 派遣されるアドバイザーは、派遣当日、団体名、氏名が記入された名札を身に付けて、登録証の写しを携帯してください。

(問い合わせ先)  
宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
電話 (0797) 77-2078

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

届出者	所在地	〒 -
	団体名	
	代表者名	
	連絡先	電話 ( ) - (担当者名: )

宝塚市防災アドバイザー派遣辞退届出書

年 月 日付けで決定の通知を受けた宝塚市防災アドバイザーの派遣については、下記の理由により辞退しますので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

理由	
----	--



年 月 日

宝塚市防災アドバイザー  
様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー業務中止通知書

年 月 日付けで通知をした宝塚市防災アドバイザーの業務については、下記の理由により中止しますので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 11 条第 2 項（第 12 条第 2 項）の規定により通知します。

#### 記

##### <中止する業務>

業務日時					
業務場所	施設名		所在地		
申請団体名				担当者名	
事業の名称					

##### <中止する理由>

理由	
----	--

(問い合わせ先)

宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
電話 (0797) 77-2078

年 月 日

様

宝塚市長 印

### 宝塚市防災アドバイザー派遣決定取消通知書

年 月 日付けで通知した宝塚市防災アドバイザーの派遣の決定については、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 12 条第 1 項に基づき、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

理 由	
-----	--

(問い合わせ先)

宝塚市役所 危機管理室 総合防災課  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
電話 (0797) 77-2078

年 月 日
-------

宝塚市長 あて

報告者	所在地	〒	—
	団体名		
	代表者名		
	連絡先	電話 ( )	— ( )
		(担当者名 : )	

### 宝塚市防災アドバイザー受講報告書

宝塚市防災アドバイザーの派遣を受けましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 13 条第 1 項の規定により、その結果を報告します。

#### 記

派遣日時					
派遣場所	施設名		所在地		
事業の名称				参加人数	人
講義等の内容	特に印象に残った点などを記入してください。				
講義等を踏まえた上での今後の展開予定					
その他連絡事項等					

※ 参加募集チラシや当日のプログラム、写真など参考資料があれば添付してください。

年 月 日

宝塚市長 あて

報告者	宝塚市防災アドバイザー	
	団体名	
	氏 名	
	氏 名	

### 宝塚市防災アドバイザー業務報告書

宝塚市防災アドバイザーの業務を行いましたので、宝塚市防災アドバイザー派遣事業実施要綱第 13 条第 2 項の規定により、その結果を報告します。

記

業 務 日 時						
業 務 場 所	施設名			所在地		
事 業 の 名 称						
講 義 等 の 内 容	特に力を入れた点、工夫した点などを記入してください。					
派 遣 費 用 振 込 先	銀行名				支店名	支店
	預金種目	普通当座	口座番号		フリガナ	
				口座名義		
そ の 他 連 絡 事 項 等						

※ 1 派遣費用の振込先は、代表者名義若しくは団体名義の口座としてください。

※ 2 当日配布した資料など参考資料があれば添付してください。